原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令

原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安規程） **第四条**　［略］ 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］ 2～9　［略］	（保安規程） **第四条**　［略］ 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］ 2～9　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第一号、第二十六条第一項、第百三十七条の二並びに別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項並びに航空法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十二号）附則第二条第二項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機） **第五十六条の二**　法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Ｎである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（別表第二及び附属書第一において「特定飛行機普通Ｎ」という。）並びに当該耐空類別が飛行機輸送Ｔ、回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級である航空機とする。	（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機） **第五十六条の二**　法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ、飛行機輸送Ｔ、回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級である航空機とする。

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

資格又は証明	飛行経歴その他の経歴
（略）	（略）
一等航空整備士	一　飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ　特定飛行機普通Ｎ又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む四年以上の航空機の整備の経験 ロ　国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を終了した場合は、特定飛行機普通Ｎ又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 二　（略）

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

資格又は証明	飛行経歴その他の経歴
（略）	（略）
一等航空整備士	一　飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ　附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ又は飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む四年以上の航空機の整備の経験 ロ　国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を終了した場合は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ又は飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 二　（略）